さいたま市告示第１７３２号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より１５日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和８年１１月１２日

さいたま市長　清　水　勇　人

道路の種類　市道

路線名	区間	供用開始年月日
４　１　２　８　０　号　線	さいたま市西区大字西遊馬字谷中道上 4510 番 2 地先 さいたま市西区大字西遊馬字吾庵 3193 番 1 地先	令和 8 年 11 月 13 日